

有明海・八代海の再生について

有明海・八代海の再生を期するためには、徹底した調査による原因究明を行うとともに、有明海・八代海を豊かで良好な漁場として恒久的に維持するため、海域への環境負荷を抑制し水産資源を回復させるための環境保全策や魚介類等の増殖などの施策等が必要である。

については、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」(平成14年)及び関係県の計画等を踏まえ、次の事項について総合的な取組の実施を提言する。

(1) 再生に係る評価の継続実施

「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」により設置された「有明海・八代海総合調査評価委員会」の審議を再開し、有明海・八代海の再生に関して国や関係県が行う調査結果に基づく総合的な評価を継続して実施すること。

(2) 調査や事業等に対する特段の財政支援

有明海・八代海の漁場環境の保全・改善及び水産資源の回復等による漁業振興を目的とした調査・事業等に対する特段の財政支援措置を行うこと。

平成22年6月24日

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬勝貞